

幼児教育・保育無償化に係る質問回答(幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育)【第2版】 2019.8.9 千葉市幼保運営課

※回答欄に出てくる「国FAQ」とは、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2019年5月30日版)及び(2019年7月31日版)」のことです。

また、下記①～③は、国が発出している主な資料となります。クリックしてもページが移動しない場合は、グーグル等の検索ワード欄にアドレスを貼り付けて検索してください。

①幼児教育・保育無償化に関するFAQ(令和元年5月30日都道府県説明:<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/pdf/s9.pdf>)

なお、FAQ7月31日版は、国のホームページに載っていないため、メールで送付します。

②幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて(令和元年5月30日都道府県説明会資料) <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/pdf/s23.pdf>

③幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いの変更について(令和元年6月27日内閣府・厚生労働省通知) https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010627/shokuzaihi_henkou.pdf

また、市のホームページに、「事業者向け説明会資料」及び「保育の必要性の認定の手続について」を掲載しています。

■幼児教育・保育の無償化について(事業所向け) <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasetumeikaisiryu.html>

■幼児教育・保育の無償化に伴う保育の必要性の認定の手続きについて <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoukasikyuuunintei.html>

No	項目	質問	回答	追加修正等
1	給食費	副食費の範囲はどこまでか。	園が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱水費は含みません。(国FAQ174)	
2	給食費	副食費の徴収方法、滞納したときの対策は。	副食費を徴収する際は、金額、金額の根拠、徴収日、特別な扱い等を文書により事前に保護者へ説明し、同意(文書でなくても可)を得る必要があります。 滞納に関しましては、これまででも市の条例により、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費などの徴収事務を認めており、滞納が発生した場合は園が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取扱いとするものであります。(滞納は国FAQ185要約) 本市においては、市民への周知等を通して、支払の理解促進に努める協力をしてまいります。	
3	給食費	除去食の為、弁当対応の園児への副食費の説明はどうするか。	家庭から弁当を持参しており、園が食事を全く提供していない場合は、副食費を徴収しないこととなります。	
4	給食費	弁当を持参しているため、おかずは提供していないが、おやつや牛乳は提供している。保護者からおやつ代や牛乳代を徴収してよいか。	おやつ代や牛乳代を徴収しても構いません。 なお、360万円未満相当世帯や全世帯の第3子以降の子供は副食費免除となりますので徴収できません。(おかずを提供せず、おやつ、牛乳、お茶等だけを提供する場合でも、月額4,500円の給付費加算が適用されるかは国に確認中です。 →ミルク給食のみの実施の場合には加算の対象とはなりません。(国FAQ7月31日版) また、おやつやお茶のみの場合の提供も同様に加算の対象とはなりません。また、免除対象者から徴収することはできません。(国に電話で確認済みです。)	修正
5	給食費	①幼児の主食、副食などの保護者負担をお願いする場合に、その価格と積算根拠については徴収額として施行前に保護者に文書等で伝え保護者承認の必要があるのか。 ②また、法人として理事会などの議題承認が必要なのか。 ③そして、今年度の重要説明事項の取扱いについては途中入園者から記載の必要があるのか。	①お見込のとおりです。なお、保護者同意(承認)に関しては、文書によらない方法でも可です。(例:文書により保護者へ説明し、「意見がある場合には○月△日までに園へお申し出ください。」として、意見が無い場合には同意を得たものとするなど。) ②必ずしも必要ではありませんが、法人理事会での議題承認を得る方法が好ましいと考えます。 ③既存の入園者(2号児童)においても、副食費徴収の方法が変わりますので、重要事項説明書などの書面により保護者へ説明する必要があります。	

No	項目	質問	回答	追加修正等
6	給食費	自園調理と外部搬入で経費は違う。また、外部搬入業者も食数で単価が若干違う中で、市で単価や基準といった目安は出すのか。市内の園の平均値を出してもらえないか。	自園調理や外部搬入の経費の基準及び市内の園の給食費の平均値を算出する予定はございませんが、公立保育所の副食費(2号)は、月額5,160円を徴収する方向で検討を進めています。また、現行の公定価格に含まれている副食費は月額4,500円となっていますので、参考してください。	
7	給食費	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の園による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということだが、超過分については園が負担することとなるのか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、園の運営費の中から捻出していると考えられます。したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に園の運営費の中から捻出していただきたいと考えています。(国FAQ181)	
8	給食費	副食費の園による徴収に伴う事務費補助はあるのか。	これまでも園において実施していただいた徴収事務の中で実施するものであることから、事務費補助金制度を設ける予定はございません。(国FAQ184要約)	
9	給食費	保育園などは360万円未満相当世帯及び全ての階層の第3子以降の子供たちの副食費が免除されるが、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターはどうなのか。	預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターにおいては、副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。(国FAQ175)	
10	給食費	預かり保育、一時預かりの給食費の扱いはどうなるのか。	【預かり保育】(3～5歳児、住民税非課税世帯の満3歳児) 各園で定める利用料に給食費が含まれている場合は、利用料から給食費を引いた額が保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と給食費の金額を分けて記入してください。 【一時預かり】(3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児) 民間も公立も市の要綱で定める利用料を保護者から徴収していますが、その利用料には副食費も含まれていますので、利用料から副食費を除いた額が、保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と副食費の金額を分けて記入してください。 (午前の利用は、利用料におかず代が、午後の利用は、利用料におやつ代が含まれています。)	
11	給食費	公立保育所における副食費(月額5,160円)の積算根拠は。	千葉市公立保育所・公立認定こども園における食材料費については、1食あたり、おかず代193円、おやつ代65円となっており、副食費として、合計258円です。給食提供日が週5日、月4週のため、258円×20日＝5,160円と計算しています。過去の実績を元に計算した額です。なお、金額は、9月議会の議決を経て正式決定となります。議決後に改めて皆様へお知らせします。	追加
12	給食費	公立保育所における長期的な欠席の場合における扱いは。	あらかじめ長期間(土日祝日等を含み1か月以上)にわたり登所しないことが分かっているときは、4開所日前までに保護者から保育所に申請をしていただきます。配食準備に計画的に反映することが可能な場合のみ、徴収額の免除を行うこととし、遡り申請は不可とします。(申請から4開所日目を初日として長期欠席期間のカウント) 登所しない期間に応じて、以下の副食費の減免を予定しています。 (例)登所しない期間 30日以上60日未満 → 1か月分の副食費の免除 60日以上90日未満 → 2か月分の副食費の免除 「千葉市給食費減免要綱(仮称)」で規定する予定です。	追加

No	項目	質問	回答	追加修正等
13	給食費	公立保育所の長期的な欠席の理由について、どのような場合に給食費の減免を認めるか。また、4開所日までに保育所へ欠席を連絡する必要があるのはなぜか。	公立保育所の給食費の減免において、長期的な欠席の理由は問いません。 また、4開所日までに欠席を連絡する必要がある理由は、食材の契約において、給食提供の3日前までに市から業者に連絡する必要があるためです。(3開所日前では、連絡を受けた時間によっては業者と連絡が取れないことがあるため、4開所日前で設定)	追加
14	給食費	副食費について、一律に月4,500円とするなど、統一的な扱いを市が決めることはできるか。	副食費の徴収額については、それぞれの園において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりますので、献立等の提供内容を勘案せずに単純に一律の金額を決めることはできません。なお、関係団体等も同様に、一律に金額を決めることはできません。(国FAQ192-5)	追加
15	給食費	月途中の退園や入園等以外の場合は、徴収額の減額を1か月単位で行うこととされているが、園の判断で日割り計算を行うことは可能か。	徴収額の減額は、原則的には1か月単位ですが、日割り計算を行うことは可能です。(1週間単位、10日間単位での計算も可能です。)	追加
16	給食費	毎月の副食費の金額を変更することは可能か。	毎月の副食費の金額を変更することは可能です。(公立保育所では、年度12か月間を固定する方向で検討しています。) ただし、金額の根拠について、事前に保護者へ書面で説明する必要があるほか、説明した内容について同意(書面による同意は必要ない。)を得る必要があります。	追加
17	給食費	副食費の金額を半月単位とすることは可能か。	可能です。	追加
18	給食費	3歳以上児と3歳未満児の副食材料を一括して購入している場合、実費徴収の範囲をどのように考えればいいのか。	平均的な食事の人数や提供量を考慮して按分するなど、合理的な方法によって算定していただければ問題ありません。 (国FAQ171-3 7月30日追加)	追加
19	給食費	副食費徴収を口座振替で行う場合、その取扱い手数料については、園が保護者から徴収して構わないか。	保護者の同意があれば、保護者から徴収可能です。(国FAQ191-12(7月30日追加)一部抜粋)	追加
20	給食費	副食費を徴収する場合、重要事項説明書以外に別途文書で説明が必要か。	金額の根拠と実費徴収することについて、事前に保護者へ重要事項説明書の内容を抜粋する等、書面で説明する必要があるほか、説明した内容について同意(書面による同意は必要ないです。)を得る必要があります。	追加
21	給食費	1号と2号で食数が異なるが、副食費の金額を1号と2号で揃える必要があるか。	1号児童と2号児童で給食の提供日数が違う場合は、金額を揃える必要はないです。ただし、同じ認定児童内の徴収金額は同一にする必要があります。	追加
22	給食費	給食費について、毎月の収支報告は必要か。監査や巡回指導において確認するのか。	毎月の収支報告は必要ありません。監査や巡回指導においての取扱いは検討中です。実費徴収であることに鑑み、実費を大きく上回る徴収などについては行わないようにしてください。	追加
23	給食費	副食費は今までは保育料の中で徴収していたことから毎日提供していたが、実費徴収になるにあたり、保護者から弁当を持参したいといわれた場合であっても副食費を提供しなければならないのか。	保護者からの申し出があれば、弁当持参でも問題ありません。	追加

No	項目	質問	回答	追加修正等
24	給食費	給食費に係る人件費、光熱水費等は公定価格に含まれるということだが、どのくらいの割合で含まれているのか。	申し訳ございませんが、国に問い合わせても「答えられない」との回答です。	追加
25	給食費	副食費免除の場合の給付費加算で、「第1号認定子ども 月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数) ※給食実施日数は、子ども全員におかずを提供している体制をとっている日に限ります。」とあるが、「子ども全員におかずを提供している体制を取っている日」とは具体的にどのようなことか。また、基準日数は国において検討中ということだったが、いつ頃決定されるのか。	1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。給食を提供できる体制が整っていれば、保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもが少数出る場合も実施日に含まれます。また、基準日数については、7月30日の国FAQIにおいても検討中であり、いつ決定されるかは未定です。	追加
26	給食費	外部の業者に委託して食材確保・調理を行っている関係で、月途中入退園の連絡を事前にもらっていないと日割りできない。ルール上で例えば前月の10日までに届出が無いと全額徴収する等の取り決めは出来ないか。	園ごとの事情を考慮した扱いができるようにする予定です。(千葉市給食費減免要綱(仮称)で規定する予定です。)	追加
27	給食費	外部搬入の場合、材料費は他の人件費と分けて徴収する必要があるとのことだったが、公立では詳細に切り分けて算出するのか。公立保育所で徴収している給食費にも人件費が含まれているのではないか。	公立保育所が徴収する給食費に、食材料費以外の経費(人件費等)は含まれていません。	追加
28	給食費	外部搬入の場合、材料費は他の人件費と分けて徴収する必要があるとのことだったが、このような話は国や市から業者等に周知されているのか。	一定規模の業者であれば、国の制度として対応が必要と認識していると思われませんが、国が周知しているとは聞いていません。 また、市から業者に対して周知は行っていません。 お手数をおかけしますが、各園から業者の方に周知・相談をしていただきたいと思います。	追加
29	給食費	新制度未移行幼稚園における補足給付事業の資料に、「外部搬入業者が副食費相当額を提示できない場合等に、一律230円/食とすることができる。」旨の記載があるが、認定子ども園等においても同様に考えてよいか。	国に確認したところ、認定子ども園等においても、そのような対応は可能とのことですが、しかし、230円/食は決定した金額ではなく、今後改めて示されるそうです。国からの通知がありましたら、認定子ども園の皆様には参考としてお知らせします。	追加
30	保育認定定員	1号+新2号となった方から、来年度2号になりたい、と申し出があった場合、2号認定は必要なのか、また園として必ず受け入れを行わなければならないのか。	1号から2号の切り替えについては、これまでどおり園に確認の上、変更手続きを区子ども家庭課で行う必要があります。	追加
31	無償化額	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化上限額の根拠は。 (3~5歳児 37,000円、0~2歳児(住民税非課税世帯) 42,000円)	認可保育所における保育料の全国平均額が無償化の上限額となっています。	
32	無償化額	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)の無償化上限額の根拠は。	未移行幼稚園の保育料は各園による自由価格であり、新制度に移行した幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額25,700円(国基準)が、無償化の上限額となっています。	

No	項目	質問	回答	追加修正等
33	無償化額	預かり保育の無償化上限額の根拠は。 (3～5歳児 月額113,000円、満3歳児(住民税非課税世帯) 月額16,300円)	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額37,000円)から、幼稚園保育料の無償化上限額(月額25,700円)を差し引いた額(月額11,300円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の無償化上限額となります。(国FAQ32) 満3歳児は、3歳未満児の全国平均額42,000円と25,700円との差額16,300円が上限額となります。	
34	利用者負担額	副食費を徴収することになるが、無償化制度開始後に、利用者負担額が増える世帯はあるのか。	副食費が免除とならない世帯で、現行の最も低い保育料は8,650円(D3※階層の保育短時間第二子)ですので、副食費がこの金額を超えない限り、保護者の負担が増えることはありません。(参考:現行の公定価格に含まれている副食費は4,500円。)	
35	保護者対応	保育料無償化に係る幼稚園・保育園の事務手続き等で、保護者への説明会の実施や対応の必要があるのか、また、無償化における事務負担が増えるのか。	新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園いずれも本体料金の無償化については、手続きは不要です。保育園における副食費については実費徴収となるため、徴収に係る手続きが増えます。幼稚園、認定こども園、保育園において預かり保育、一時預かりを実施している場合は、確認申請・支給認定に係る手続き等が増えます。以上の事務手続きの増加に伴い、適宜保護者への説明会等の対応が必要と考えられます。	
36	保護者対応	保護者への周知(通常保育)のスケジュールは。 ※預かり保育、一時預かりは、それぞれの資料をご確認ください。	通常保育における保護者への周知スケジュールは以下のとおりです。 ①7月19日頃 園から保護者へ「給食費の取扱いのお知らせ(3～5歳)」を配布(事前に園へお渡しする資料です。7月19日頃に、市から園へ配付依頼のメールをしますので、メールを確認後に保護者へ配布してください。) ②7月～9月末 園が保護者へ給食費徴収の方法が変わることを文書で説明。保護者から同意(文書でなくても可)取得。 ③8月下旬頃 市から保護者へ「保育料決定通知書」、「幼児教育・保育無償化のご案内」を送付(平成31年4月の保育料決定通知書を送付した際に、3歳以上の保育料が無償となる旨お知らせしています。) ④9月頃 市から対象保護者へ「副食費免除対象のお知らせ(仮称)」(※通知名称検討中)を送付 ⑤9月頃 市から園へ「副食費免除対象者一覧(仮称)」(※通知名称検討中)を送付	
37	無償化対象期間	幼稚園や認定こども園の無償化対象期間を満3歳からとする理由は。	①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む)。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが施設等利用給付の対象となります。(国FAQ53)	
	預かり保育	園としては平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施しているが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。	—幼稚園、認定こども園(1号)利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、各園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価の充実や加算の創設を行っています。各園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援をして参ります。(国FAQ125要約)	削除 (預かり保育の質問回答に記載されているため)

No	項目	質問	回答	追加修正等
	預かり保育	—無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能ですか。	—各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能であると考えます。ただし、保護者の保育ニーズを可能な限り満たすことが待機児童対策の観点からも重要であることから、国としては、長時間利用にかかる加算等の予算を充実させてきているところであり、このような予算の活用も含め、預かり保育事業の十分な提供に御協力いただきたいと考えております。(国FAQ126)	削除 (預かり保育の質問回答に記載されているため)
	預かり保育、一時預かり領収証	—預かり保育の領収書提出の際、保育料を口座振込みで徴収していた場合、通帳の写しや振り込まれた通知等で領収書の代わりとならないか。	—現在国から領収書の定義の明確な定めが示されておりません。 —国からの明確な定めが示されれば、別途ご連絡いたします。	削除 (預かり保育の質問回答に記載されているため)
38	給付費単価表	保育料無償化に伴い給付費が上がると思うが、新しい給付費単価表はいつ頃示されるのか。	国に確認したところ、8月中に示す予定とのことです。	追加
39	延長保育	保育短時間認定の場合の延長保育料は無償化になるのか。	保育短時間認定の場合の延長保育料は無償化の対象とはなりません。就労等の状況により、保育標準時間認定を受けることができる場合は、認定の変更申請を行うよう案内してください。	追加
40	休日保育	休日保育については、政府の働き方改革の中で保護者の利用状況も多様化している。そのような状況下で、利用する保護者の利用回数が企業の繁忙期や介護等の理由により、所属する保育園の保育実施日と加算して週6日を超えて休日保育を利用した場合には、一時的であっても超過した保育料については無償化の対象とならないのか。また、超過分については徴収が必要なのか。または、超過利用はできないのかご指導ください。	休日保育につきましては、週6日の保育を順守していただくよう運用してきているところでございます。無償化となりましても、従来通りの運用を想定しています。 そのため、仮に週6日を超えた場合であっても、他の週で1日利用を減らす等の調整を行う等の対応を行うため料金の徴収はございません。 休日保育利用の保護者様におかれましては、制度の趣旨を説明しご納得したうえでご利用されるよう周知等を行ってまいります。	